

シャープ健康保険組合 理事及び理事長選挙執行規程

第1条 理事及び理事長の選挙に関しては、法令及び規約に規定するものの外、この規定の定めるところによる。

第2条 理事の選挙は、選定議員、互選議員各別に無記名投票によりこれを行なう。

投票は、1人1票による。

選挙人は、選挙の当日自ら選挙会場に行き、選挙長から交付を受けた所定の投票用紙に、自ら被選挙人1人の氏名を記載し、これを投票箱に投函しなければならない。

前3項の規程にかかわらず、選挙会にはかり投票を省略することができる。

第3条 前条第2項乃至第4項の規程は、理事長の選挙にこれを準用する。

第4条 この規程に定めのない事項は、シャープ健康保険組合会議員選挙執行規程を準用する。

附 則

この規定は、昭和35年1月1日から施行する。